

地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和6年度の取組状況等について

令和7年3月19日

地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和6年度の取組状況について

令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）に係る改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が令和5年4月1日に施行された。

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）においては、令和6年度（本年度）、地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な運用、個人情報の適正な取扱いを確保するため、多岐にわたる取組を実施した。

〈令和6年度における目標と取組の方向性〉（令和6年3月22日第277回委員会）

【目標】 委員会と地方公共団体等との信頼関係の維持・強化及び地方公共団体等の職員の更なる理解促進を通じた、地方公共団体等における適正かつ円滑な行政運営の確保

【令和6年度における取組の方向性】

- ① 地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な施行への支援
- ② 地方公共団体の機関の実務に即した研修等の実施
- ③ 地方公共団体等に対する制度運用に資する情報の提供
- ④ 地方公共団体等における制度運用実態等の把握

地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和6年度の取組状況について

取組の方向性① 地方公共団体等における改正法の着実かつ円滑な施行への支援

◆ 法施行条例等の内容に関する分析調査結果等

- ・ 地方公共団体から届出のあった**法施行条例及び手数料条例（以下「法施行条例等」という。）**の内容について分析調査を実施し、条例で定める必要のある事項（開示請求手数料等）や必要に応じて条例で定めることが考えられる事項（条例要配慮個人情報等）について、その**実態や傾向を把握**
- ・ 調査結果を踏まえ、**誤りや不備等のある条例の規定を有する団体に対して、当該部分について指摘し、条例の内容に関わらず、法令に基づく個人情報の適正な取扱いを確保するよう文書で通知**

◆ 地方ブロック担当窓口を通じた相談・照会への対応

- ・ **改正法施行への対応・準備**を契機に、令和4年度から**地方ブロックごとの担当窓口**を設置し、地方公共団体等からの相談・照会に対応してきたことを踏まえ、**令和6年度も引き続き当該窓口を設置**
- ・ 地方公共団体等からの相談内容は、令和4年度に比べ、法施行条例等の制定・届出といった改正法施行への対応・準備に関するものが少なくなり、現行法の解釈や制度の運用、各団体が実施する事業における保有個人情報の取扱い等、**一般的な課題に関する相談・照会が大部分となっており、当該窓口において適切にサポートを実施**

<対応の実績>

- **相談・照会への回答件数（延べ）895件** ※令和6年4月1日～令和7年2月28日時点の集計

地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和6年度の取組状況について

取組の方向性② 地方公共団体の機関の実務に即した研修等の実施

◆地方公共団体担当者研修会の実施

- ・ 各地方公共団体の個人情報保護制度担当者の個人情報保護制度の理解促進に加えて、「団体間の横のつながり」及び「委員会と地方公共団体との顔の見える関係」の構築を目的として、**令和6年度から**、当該担当者を対象に、**グループ討議を中心とした実務に即した研修会を実施**

<開催実績>

宮城県、茨城県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、熊本県、大分県（8府県）

取組の方向性③ 地方公共団体等に対する制度運用に資する情報の提供

◆制度運用に資する情報の提供

- ・ **ガイドライン**（行政機関等編）及び**事務対応ガイド**（行政機関等向け）の**一部改正**
- ・ 地方公共団体等向けの教育コンテンツ（**庁内研修用動画**）の**作成・公表**（現在作業中）
- ・ 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」に関する情報提供及び意見照会を実施

地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する 令和6年度の取組状況について

取組の方向性④ 地方公共団体等における制度運用実態等の把握

◆制度運用実態等の把握

- ・ 地方公共団体担当者研修会の実施に際して、対象団体から制度運用の状況等についてアンケート調査を実施
　　<アンケート調査で懸念として多く寄せられた事項>
 - 利用目的以外の目的のための利用及び提供における適法性の判断
 - 開示請求に際しての開示・不開示の判断
 - 職員個々の制度に関する理解促進
- ・ 令和5年度における保有個人情報の取扱いに関する施行状況調査を実施

以上の取組状況から、改正法の施行に当たり必要であった法施行条例等の制定・届出については適切な対応がなされた一方、**地方公共団体等においては現行法の運用に当たり、法令に基づく個人情報の適正な取扱いの確保が目下の課題**となっており、制度運用に関する相談対応や理解促進についての**支援は引き続き必要**。

今後の地方公共団体等に対する支援の方向性について（案）

委員会においては、地方公共団体等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、引き続き各種の取組を実施し、必要な支援を実施していく。

【地方公共団体等に対する支援の方向性】

◆地方公共団体等からの照会・相談に対する対応

- ・ 地方公共団体等から寄せられる法解釈を始めとした各種の照会や相談に寄り添い、適切にサポートを実施する。

◆地方公共団体職員向けの研修の実施

- ・ 地方公共団体職員向けに実務に即したグループ討議を中心とした研修を実施し、「団体間の横のつながり」及び「委員会と地方公共団体との顔の見える関係」の構築に努める。

◆地方公共団体等に対する制度運用に資する情報の提供

- ・ 地方公共団体等のニーズを踏まえ、事務対応ガイドやQ & Aを適時適切に更新するほか、研修資料や広報資料等、制度運用に有用な情報を提供する。
- ・ 制度改正を始めとする個人情報保護制度の動向等について、適時適切に情報を提供する。

◆地方公共団体等における制度運用実態等の把握

- ・ 地方公共団体等における制度運用に関する課題等を積極的に把握し、今後の制度の在り方に関する議論等につなげていく。